労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

（任意様式）

令和　　年　　月　　日

労働保険特別会計　歳入徴収官　殿

局　号　欄

所在地

名　称

代表者名

電話番号

担当者名

労働保険再確定申告理由書

今般、下記理由により労働保険料の ☐還　付 ☐追加納付 が判明しましたので、別添資料を添えて再確定申告いたします。

記

1.対象となる保険年度　　令和 [　][　] 年度確定分　　※1

2.再確定理由（該当する理由をチェックする。（　）内は再確定の対象となる保険等に〇をする。）

- ☐ 雇用保険被保険者遡及適用のため（ 労災 ・ 雇用 ）　※2
- ☐ 雇用保険被保険者遡及取り消しのため（ 労災 ・ 雇用 ）
- ☐ 労働保険適用外労働者（事業主・役員・同居の家族・他）の誤算入のため（労災・雇用）
- ☐ 労働保険適用労働者の算入もれ（ 労災 ・ 雇用 ）
- ☐ 賃金集計誤り（ 労災 ・ 雇用 ）
- ☐ その他

（理由）

3.添付書類

（1）必ず添付するもの
- 労働保険料申告書（再確定分と誤申告分の写し）
- 確定保険料算定基礎賃金集計表（再確定分と誤申告分）
- 誤申告となった者の対象期間の賃金台帳
- 労働保険料還付請求書（還付が生じる場合）

（2） 誤申告の原因に応じ必ず添付するもの
- 雇用保険取得確認通知書（写）・喪失確認通知書（写）　・・・ 遡及の事実確認のため
- 登記簿謄本、定款、役員会議事録　・・・・・・・・・・・ 役員の労働者性確認のため
- 出向契約書、人事辞令、覚書　・・・・・・・・・・・・ 出向労働者の確認のため
- その他、、労働者名簿、雇用通知書等

※1 再申告の受付は、誤った申告書を提出した日の翌日から起算して2年までとなります。（ただし、法定期限後に申告書を提出している場合の還付の起算日は6月1日となります。）
※2　雇用保険の確認申請は確認日より最大2年間遡及されますが、労働保険徴収法に基づき保険料は2保険年度徴収される場合がありますのでご留意ください。

【記入例】
（任意様式）

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
	14	1	01	123456	000

令和　〇　年　〇　月　〇　日

労働保険特別会計　歳入徴収官　殿

局　号　欄

所 在 地　横浜市中区尾上町5－77－2
大和地所馬車道ビル9階

名　　称　株式会社〇×

代表者名　代表取締役社長　〇×　△□

電話番号　045－650－2803

担当者名　総務課　×● ▽◇

労働保険再確定申告理由書

今般、下記理由により労働保険料の ☐還　付 ☑追加納付 が判明しましたので、別添資料を添えて再確定申告いたします。

記

1.対象となる保険年度　　令和 0 8 年度確定分　　※1

2.再確定理由（該当する理由をチェックする。（　）内は再確定の対象となる保険等に〇をする。）

- ☑ 雇用保険被保険者遡及適用のため（ 労災 ・ 雇用 ）　※2
- ☐ 雇用保険被保険者遡及取り消しのため（ 労災 ・ 雇用 ）
- ☐ 労働保険適用外労働者（事業主・役員・同居の家族・他）の誤算入のため（労災・雇用）
- ☐ 労働保険適用労働者の算入もれ（ 労災 ・ 雇用 ）
- ☐ 賃金集計誤り（ 労災 ・ 雇用 ）
- ☐ その他

（理由）
従業員１名の雇用保険を遡及して加入したため

3.添付書類
（1）必ず添付するもの
- 労働保険料申告書（再確定分と誤申告分の写し）
- 確定保険料算定基礎賃金集計表（再確定分と誤申告分）
- 誤申告となった者の対象期間の賃金台帳
- 労働保険料還付請求書（還付が生じる場合）

（2） 誤申告の原因に応じ必ず添付するもの
- 雇用保険取得確認通知書（写）・喪失確認通知書（写）　・・・ 遡及の事実確認のため
- 登記簿謄本、定款、役員会議事録　・・・・・・・・・・ 役員の労働者性確認のため
- 出向契約書、人事辞令、覚書　・・・・・・・・・・・・ 出向労働者の確認のため
- その他 、 労働者名簿、雇用通知書等

※1 再申告の受付は、誤った申告書を提出した日の翌日から起算して2年までとなります。（ただし、法定期限後に申告書を提出している場合の還付の起算日は6月1日となります。）
※2　雇用保険の確認申請は確認日より最大2年間遡及されますが、労働保険徴収法に基づき保険料は2保険年度徴収される場合がありますのでご留意ください。